

懲罰的損害賠償の政府・基金への分配と和解の 関係：タロックコンテストモデルによる分析

池田康弘*

森大輔†

平成25年6月30日

1 はじめに

懲罰的損害賠償 (punitive damages) は英米法における特徴的な制度であり、不法行為の加害者に対して科す、被害者の受けた損害額を超える分の賠償のことである¹ (損害額分の賠償のことは填補的賠償と呼ぶ)。こうした懲罰的損害賠償については、賠償額が大きすぎる、原告の棚ぼたになるなど様々な批判がなされ、近年アメリカにおいてそうした批判に答えるために様々な改革が試みられている²。そのうちの1つが、賠償金の政府・基金への分配である。

これは、懲罰的損害賠償部分 (すなわち、賠償のうち損害額を超える部分) の一部を、州政府や基金 (fund) が受け取ることにより、原告の棚ぼたを防ぐことなどを意図した制度である。この制度は、制定法の形で導入される場合には split-recovery statute などと呼ばれている³。懲罰的損害賠償部分を、原告と州政府などで split (分割) する制度だからである。この制度を実際に取り入れている州は複数あり、その詳細は異なる。表1において、各州の状況を Daughtey & Reinganum (2003:139) を参考にして記した⁴。

本稿では、この懲罰的損害賠償の政府・基金への分配と、その和解への影響について、経済学的な分析を行う。

*熊本大学法学部

†熊本大学法学部

¹懲罰的損害賠償について詳しくは、例えば靱岡 (2012) 参照。

²その中で最も有名なものは、賠償額の上限の設定であろう。この問題は連邦最高裁で繰り返し議論されている。その初期の有名な判例として、BMW of North America, Inc. v. Gore, 517 U.S. 559 (1996)。

³判例でなされることもある。例えば、Dardinger v. Anthem Blue Cross & Blue Shield, 781 N.E.2d 121 (Ohio 2002) では、オハイオ州裁判所が、懲罰賠償の一部を、ガン研究基金へ分配した。

⁴BMW of North America, Inc. v. Gore, 517 U.S. 559 (1996) においても、Ginsburg 裁判官の反対意見が³、Appendix において懲罰的損害賠償の政府・基金への分配の、当時の立法状況をまとめている。

表 1: 各州の状況 (Daughtey & Reinganum (2003:139) より)

州	上限は填補賠償の何倍までか	州の取り分	分配は弁護士報酬支払前か後か	州の取り分の行き先	備考
アラスカ	3倍	50%	支払後	一般財源	
ジョージア		75%	支払後	一般財源	
イリノイ		裁判官の裁量	裁判官の裁量	社会福祉省	
インディアナ	3	75%	支払前	暴力犯罪被害者補償基金	
アイオワ	(環境訴訟) 浄化費用の3倍	75%	支払後	民事賠償信託基金	被告の行為が直接原告に向けられたものである場合は、全額が原告に
ミズーリ		50%	支払前	不法行為被害者補償基金	
オレゴン	4倍	60%	支払前	犯罪被害補償会計	
ユタ	3倍	50%	支払後	一般財源	

2 先行研究

懲罰的損害賠償の政府・基金への分配という問題については、過去にいくつかの経済学的な研究が存在する。

Polinsky & Che (1991) は、この制度にディカップリング (decoupling) という名前を付けて分析している。この場合、通常は原告の受け取る賠償額と被告の支払う賠償額が一致している（これは賠償額が対 (カップル) になっているということでカップリングと呼ばれる）が、この制度のもとでは一致していないということで、このようなディカップリングという名前をこの論文では用いていた。その後、Kahan & Tuckman (1995) や Choi & Sanchirico (2004) 等で、この問題についてさらなる分析が展開されてきた。

Ikeda (2012) ではさらに、裁判を考えるにあたっては実際には外すことのできない当事者主義の仕組み (adversarial system) をモデルに明示的に取り入れて、この問題を分析した。これは、原告と被告がそれぞれ自らの費用を使って主張立証活動を行い、その活動努力が裁判結果に影響を与えるとするものである。訴訟の経済学的モデルでは通常は、訴訟費用は一定と考えられ、このように費用が内生的に決まるとはされていない⁵。Tullock (1980a) や Tullock (1980b) は、レントシーキン

⁵経済学者は、何らかの制裁が課されるという場合、それに対しては反論の余地なく即座に対象に対して制裁が課されると考えてしまいがちである。すなわち、制裁が課されることが決定される過程をまったくのブラックボックスと捉えてしまいがちなのである。しかし実際にはこの決定がなされるまでも内部でロビイングや本文で述べている主張立証活動など様々な相互作用がなされているはずであり、こうしたことを経済学のモデルに取り入れて分析していくことが重要なのではな

グについてのモデル（タロックコンテストモデル）を応用して、訴訟についてのこうした当事者主義の仕組みをモデル化している。Ikeda (2012) では、このタロックのモデルを取り入れて、ここで述べているディカップリングについての分析を行った。

ディカップリングが特に和解に与える影響については、Kahan & Tuckman (1995) で分析がなされている。この Kahan & Tuckman (1995) の分析では、原告が裁判で得る期待利益を $f(\mu, e_1, e_2)$ としている。 e_1 と e_2 はそれぞれ、原告の弁護士によって費やされる努力費用と、被告の弁護士によって費やされる努力費用である。ここで μ は”base expectation”（ベースとなる予想値）であるとされている（これ以上詳しくはこれが何であるか書かれていない）。そして、原告と被告で μ が異なっているとするのが現実的な設定であり、その場合それぞれ μ_1 と μ_2 とするとされている和解の分析では、原告の期待利得全体を $\alpha\{\mu_1 + \lambda(e_1 - e_2)\} - (k_1/2)e_1^2$ 、被告の期待支払額を $\mu_2 + \lambda(e_1 - e_2) - (k_2/2)e_2^2$ としている ($0 < \alpha < 1$)。彼らは、 μ_1 と μ_2 の組み合わせによっては、カップリングでは和解に至るがディカップリングでは和解に至らない場合もあり、逆にディカップリングでは和解に至るがカップリングでは和解に至らない場合もあることを示している。すなわち、原告と被告の予想額が異なっている場合に、ディカップリングの方が和解しやすい場合もあれば、和解しにくい場合もあるということを示していることになる。

それに対して、ここでは、Kahan & Tuckman (1995) と異なるモデルを考える。具体的には Ikeda (2012) と同様、当事者主義についてのタロックのモデルを取り入れて、ディカップリングが和解に与える影響についての分析を行なっていく⁶。

3 モデルの分析

3.1 基本設定

次のような状況およびタイムラインを想定する⁷。まず、社会においてある人（以下では「被告」と呼ぶことにする）が他の人（以下では「原告」と呼ぶことにする）に対して不法行為を行い、損害を与える。次に、原告は、被告と和解するか、それとも訴訟提起をするかを決定する。そして、訴訟提起をする場合には、原告と被告はそれぞれ主張立証活動を行い、その結果を基にして裁判の勝ち負けが裁判所によって判断される。原告が勝訴した場合は、被告は原告の損害額分のみでなく、それを超える懲罰的損害賠償も支払うことを裁判所により命じられるが、懲罰的損害賠償の全額が原告の下に行くわけではなく、一部は州政府の下に行く。

いかと考える。

⁶ディカップリングが和解に対して与える影響については、Kahan & Tuckman (1995) を発展させたものとして、Daughety & Reinganum (2003) もある。これは、Kahan & Tuckman (1995) が原告と被告の間の完全情報を仮定していたのに対し、情報の非対称性を導入した分析である。それに対して本稿の分析は、完全情報を仮定する点では Kahan & Tuckman (1995) と同様であるが、タロックの当事者主義モデルを取り入れた点が新しい点である。

⁷モデルの詳細については、Ikeda (2012) も参照。

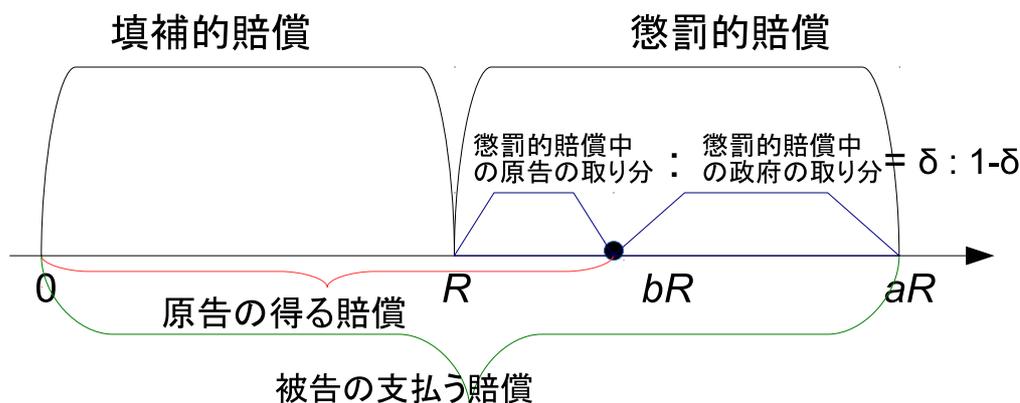


図 1: モデルの設定

より具体的には、以下のようなモデルを考える⁸。まず、原告が被告の不法行為によって受けた損害額を R とする ($R > 0$)。ただし、和解か訴訟かを定める段階、そして主張立証の最中の段階では、原告による損害額の見積もり R_1 と被告による損害額の見積もり R_2 は一致しているとは限らないものとする（すなわち、判決が出るまで原告も被告も損害額の正確な値はわからないと考える）。

そして、訴訟における原告と被告の主張立証活動とそれによる勝訴確率の決定についてモデル化する。まず、原告と被告が主張立証活動に費やす費用をそれぞれ x, y とおく ($0 \leq x, 0 \leq y$)。また、 θ は事件が原告にどれだけ有利かを表すものとする ($0 < \theta \leq 1$)。このとき、原告の勝訴確率 p は次のように決まるとする。

$$p = \begin{cases} \frac{\theta x}{\theta x + y} & x + y \neq 0 \text{ のとき} \\ \frac{1}{2} & x + y = 0 \text{ のとき} \end{cases}$$

そして、訴訟で原告が勝訴した場合、被告は原告に損害額（填補的賠償） R と懲罰的賠償を払うことになり、被告は全部で合わせて aR だけ払うことになるとする ($1 \leq a$)。ただし、懲罰的損害賠償の一部は州政府の下へ行くことになっており、懲罰的損害賠償中の原告の取り分と州の取り分の比を $\delta : (1 - \delta)$ と表すことにする⁹ ($0 \leq \delta \leq 1$)。このとき、被告の支払った額 aR のうち、原告は全部で $\{1 + \delta(a - 1)\}R$ という額を受け取り、州政府が残りの $(1 - \delta)(a - 1)R$ という額を受け取ることになる。以上の設定について図示すると、図 1 のように表すことができる。

⁸以下で説明する記号の表すもののうち、 R_1 と R_2 は Kahan & Tuckman (1995) のモデルでは μ_1 と μ_2 にほぼ対応し、 θ は λ にほぼ対応している。また、 δ は Kahan & Tuckman (1995) の α と似た意味を持っていると思われる。

⁹表 1 を見るとわかるように、 δ の値は州ごとに異なりうる。

3.2 ディカップリングと和解の関係

まず、訴訟の段階での原告と被告の取る行動を考える。原告が裁判での主張立証活動に費やす費用が x 、原告の勝訴確率は $\frac{\theta x}{\theta x + y}$ で (ただし $x + y \neq 0$ のとき)、その場合に原告が得られる賠償額の見積もり (判決が出るまで原告も被告も損害額の正確な値はわからない) は $1 + \delta(a - 1)R_1$ より、訴訟段階での原告の期待利得は、 $\frac{\theta x}{\theta x + y} \{1 + \delta(a - 1)\}R_1 - x$ となる。原告は、この期待利得を最大化するように行動することになるので、 $\max_x \frac{\theta x}{\theta x + y} \{1 + \delta(a - 1)\}R_1 - x$ という最大化問題を解くことになる。ここで表記を簡単にするために、 R_1 の前についている $\{1 + \delta(a - 1)\}$ の部分を b という記号で表しておくことにすると、訴訟段階で原告は、以下のような最大化問題を解くことになる。

$$\max_x \frac{\theta x}{\theta x + y} bR_1 - x \quad (1)$$

被告も同様に考えると、被告は次の最小化問題を解くことになる。

$$\min_y \frac{\theta x}{\theta x + y} aR_2 + y \quad (2)$$

以上の2つの問題を同時に解けばよい。すなわち、原告の最適化の一階条件は次のようになる。

$$\frac{\theta y}{(\theta x + y)^2} bR_1 - 1 = 0 \quad (3)$$

被告の最適化の一階条件は次のようになる。

$$\frac{-\theta x}{(\theta x + y)^2} aR_2 + 1 = 0 \quad (4)$$

よって、訴訟での原告と被告の裁判活動レベルのナッシュ均衡は、次のようになる。

$$\{x^*, y^*\} = \left\{ \frac{\theta ab^2 R_1^2 R_2}{(\theta bR_1 + aR_2)^2}, \frac{\theta a^2 bR_1 R_2^2}{(\theta bR_1 + aR_2)^2} \right\} \quad (5)$$

このとき原告の期待利得は、

$$\frac{\theta bR_1}{\theta bR_1 + aR_2} bR_1 - \frac{\theta ab^2 R_1^2 R_2}{(\theta bR_1 + aR_2)^2} \quad (6)$$

被告の期待支払額は、

$$\frac{\theta bR_1}{\theta bR_1 + aR_2} aR_2 + \frac{\theta a^2 bR_1 R_2^2}{(\theta bR_1 + aR_2)^2} \quad (7)$$

和解交渉をしたとき、原告の期待利得以上で原告は和解を受け入れる。また、被告の期待支払額以下で被告は和解を受け入れる。よって、原告の期待利得 < 被告

の期待支払額るとき、和解が成立する。つまり、ディカップリングの場合に和解が成立する条件は、次のようになる。

$$\frac{\theta b R_1}{\theta b R_1 + a R_2} b R_1 - \frac{\theta a b^2 R_1^2 R_2}{(\theta b R_1 + a R_2)^2} < \frac{\theta b R_1}{\theta b R_1 + a R_2} a R_2 + \frac{\theta a^2 b R_1 R_2^2}{(\theta b R_1 + a R_2)^2} \quad (8)$$

これを变形すると、

$$\frac{\theta b R_1}{\theta b R_1 + a R_2} (b R_1 - a R_2) < \frac{\theta a b R_1 R_2 (b R_1 + a R_2)}{(\theta b R_1 + a R_2)^2} \quad (9)$$

さらに变形して、

$$\theta b^2 R_1^2 - \theta a b R_1 R_2 - 2 a^2 R_2^2 < 0 \quad (10)$$

これがディカップリングの場合に和解が成立する条件である。

今度は、懲罰的賠償でカップリングの場合を考える。すなわちこれは、懲罰的賠償も全額原告の下に行き、州政府に行く部分はない場合のことである。この場合、原告は次の最大化問題を解く。

$$\max_x \frac{\theta x}{\theta x + y} a R - x \quad (11)$$

被告は次の最小化問題を解く。

$$\min_y \frac{\theta x}{\theta x + y} a R + y \quad (12)$$

この場合の、原告の予想している、民事裁判での原告と被告の裁判活動レベルのナッシュ均衡は、次のようになる。

原告の最適化の一階条件は次のようになる。

$$\frac{\theta y}{(\theta x + y)^2} a R_1 - 1 = 0 \quad (13)$$

被告の最適化の一階条件は次のようになる。

$$\frac{-\theta x}{(\theta x + y)^2} a R_2 + 1 = 0 \quad (14)$$

$$\{x^*, y^*\} = \left\{ \frac{\theta a R_1^2 R_2}{(\theta R_1 + R_2)^2}, \frac{\theta a R_1 R_2^2}{(\theta R_1 + R_2)^2} \right\} \quad (15)$$

このとき原告の期待利得は、

$$\frac{\theta R_1}{\theta R_1 + R_2} a R - \frac{\theta a R_1^2 R_2}{(\theta R_1 + R_2)^2} \quad (16)$$

被告の期待支払額は

$$\frac{\theta R_1}{\theta R_1 + R_2} a R + \frac{\theta a R_1 R_2^2}{(\theta R_1 + R_2)^2} \quad (17)$$

よって、懲罰的賠償でカップリングの場合に和解が成立する条件は、次のようになる。

$$\frac{\theta R_1}{\theta R_1 + R_2} aR - \frac{\theta a R_1^2 R_2}{(\theta R_1 + R_2)^2} < \frac{\theta R_1}{\theta R_1 + R_2} aR + \frac{\theta a R_1 R_2^2}{(\theta R_1 + R_2)^2} \quad (18)$$

これを变形すると、

$$\frac{\theta R_1}{\theta R_1 + R_2} a(R_1 - R_2) < \frac{\theta a R_1 R_2 (R_1 + R_2)}{(\theta R_1 + R_2)^2} \quad (19)$$

さらに变形して、

$$\theta R_1^2 - \theta R_1 R_2 - 2R_2^2 < 0 \quad (20)$$

これが、懲罰的賠償でカップリングの場合に和解が成立する条件である。

式(10)と式(20)を比較する。式(10)の両辺を b で割ると $\theta R_1^2 - \theta(\frac{a}{b})R_1 R_2 - 2(\frac{a}{b})^2 R_2^2 < 0$ となる。そして、 $b = \{1 + \delta(a - 1)\}R$ であり、図1を見ると、 $1 < \{1 + \delta(a - 1)\} < a$ であることがわかる¹⁰ので、

$$\theta R_1^2 - \theta(\frac{a}{b})R_1 R_2 - 2(\frac{a}{b})^2 R_2^2 < \theta R_1^2 - \theta R_1 R_2 - 2R_2^2 < 0 \quad (21)$$

この式(21)が常に成り立つので、ディカップリングの時の方がカップリングの時よりも、和解できる範囲は常に広い¹¹。

$\theta = 1$ としたとき、これをグラフで表してみる。 $\theta = 1$ のとき式(10)は $R_1 < 2(\frac{a}{b})R_2$ と変形でき、式(20)は $R_1 < 2R_2$ と変形できる。 $1 < \frac{a}{b}$ より、これらを図示すると、次のようになる。

図2のそれぞれの直線の右側が、和解が成立する場合である。すなわち、図2において、横線の縞模様になっている領域が、カップリングの場合に和解が成立する領域である。それに対して、ディカップリングの場合に和解が成立する領域は、横線の縞模様になっている領域と斜線の領域を合わせた領域である。よって、カップリングの場合よりもディカップリングの場合の方が、和解が成立する領域が広いことが視覚的にもわかる。

3.3 弁護士報酬とディカップリング、和解の関係

3.2では、モデルに弁護士を導入していなかった。すなわち、当事者は弁護士を付けずに裁判で争い、原告が勝訴したときにはディカップリングがなされるものと考えていた。この場合を、弁護士なしでディカップリングの場合、と呼ぶことにするとすると、3.1より、この場合の原告の取り分は $\{1 + \delta(a - 1)\}R$ であった。

¹⁰実際、 $a - \{1 + \delta(a - 1)\} = (1 - \delta)(1 - a) > 0$ である。

¹¹Kahan & Tuckman (1995)の結論はこれとは異なり、ディカップリングの方がカップリングよりも和解しやすい時もあると、和解しにくい時もあるというものだった。

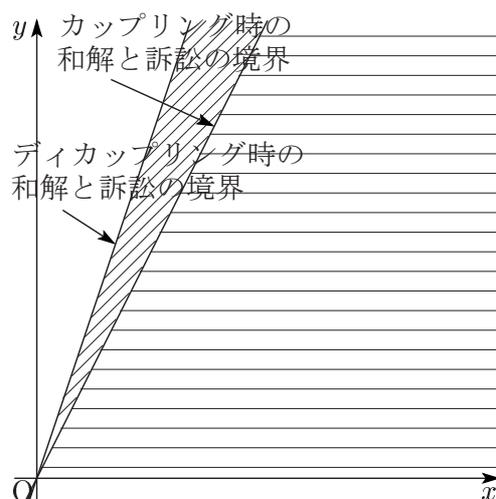


図 2: カップリングとディカップリングの場合の和解のしやすさの比較

これに対してこの3.3では、原告側について、弁護士とクライアントという関係を導入したモデルを考える¹²。弁護士費用は、勝訴の場合も敗訴の場合も各クライアントが自ら負担するものとする（つまり、敗訴者負担ではなく各自負担とする）。そして、原告側の弁護士は、割合 c ($0 < c < 1$) の成功報酬で働くものとする。まず、原告側に弁護士が付いているが、懲罰的損害賠償の一部が政府の下に行くことはなく、全額原告が得られる場合を、比較のために考える。この場合を、弁護士ありでカップリングの場合、と呼ぶことにすると、この場合の原告の弁護士の取り分は acR 、クライアントの取り分は $a(1 - c)R$ となる。

次に、ディカップリングの場合を考える。このとき、弁護士報酬の支払いの仕方には、支払いを政府との分割の前に行くか、後に行くかで2通りがありうることに注意が必要である。支払いを政府との分割の前に行く場合、弁護士が一定割合を受け取ってから、残りの額のうち懲罰的賠償部分の一定割合を政府が受け取り、それらの残りをクライアントが受け取ることになる。この方法を「弁護士優先分配」と呼ぶことにする。支払いを政府との分割の後に行く場合、政府が懲罰的賠償部分の一定割合を受け取り、残りの額の一定割合を弁護士が受け取り、それらの残りをクライアントが受け取ることになる。この方法を「政府優先分配」と呼ぶことにする。この2つの支払いの仕方は、実際にも両方が存在しており、表1の「分配は弁護士報酬支払前か後か」という列を見ると分かる通り、どちらの方法を採用する州もある¹³。

弁護士優先分配の場合は、図3に表されている。この場合、まず弁護士が被告が

¹²ここでは単純化のため、原告側の弁護士のみを考え、被告側については弁護士を考えないものとする。

¹³表1で「支払後」とあるのが「弁護士優先分配」,「支払前」とあるのが「政府優先分配」に相当する。

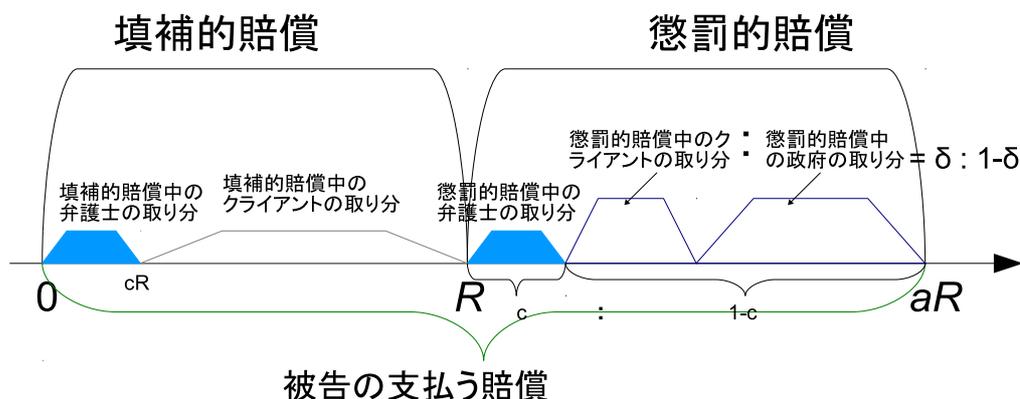


図 3: 弁護士優先分配の場合

支払った aR のうち、填補的賠償 R の一定部分 cR と懲罰的賠償 $(a-1)R$ の一定部分 $c(a-1)R$ を優先的に確保する。そして、このようにして弁護士報酬が支払われた後、懲罰的賠償部分の残り $(1-c)(a-1)R$ をクライアントと政府が $\delta : (1-\delta)$ の比で分配する。つまり、クライアントが受け取るのは、填補的賠償の残り $(1-c)R$ と懲罰的賠償の一部 $\delta(1-c)(a-1)R$ の和、 $\{(1-c) + \delta(1-c)(a-1)\}R = \{1 + \delta(a-1)\}(1-c)R$ である¹⁴。

政府優先分配の場合は、図4に表されている。この場合、まず政府が懲罰的賠償 $(a-1)R$ のうち割合 $(1-\delta)$ を受け取るので、懲罰的賠償部分の残りは $\delta(a-1)R$ である。弁護士が受け取るのは、填補的賠償 R の一定部分 cR と、懲罰的賠償部分の残り $\delta(a-1)R$ の一定部分 $\delta(a-1)cR$ である。したがって弁護士が受け取るのは、これらの和 $\{1 + \delta(a-1)\}cR$ である。クライアントが受け取るのは、以上の残りなので、 $(1-c)R + \delta(a-1)(1-c)R = \{1 + \delta(a-1)\}(1-c)R$ である¹⁵。

以上を表にすると表2のようになる。これを見ると、いくつかのことがわかる。まず、弁護士優先分配でも政府優先分配でも、クライアントが受け取る額には変化がない¹⁶。異なるのは弁護士の受け取る額である。また、弁護士優先分配の場合に弁護士が受け取る額は、弁護士ありでカップリングの場合に弁護士が受け取る額と同じになる。さらに、政府優先分配の場合に原告側が合計で受け取る額は、弁

¹⁴Kahan & Tuckman (1995) の場合は、税 (levy) を考えているので、多少表現が異なるが、基本的には考え方は同じである。この弁護士優先分配は、Kahan & Tuckman (1995) の言う Net Levy とほぼ同様のものである。この場合、弁護士が賠償額の中から割合 c を受け取り、残りの全体に税率 τ_N をかけているので、政府が受け取る額は $\tau_N(1-c)$ となっている。我々の場合は、弁護士が賠償額の中から割合 c を受け取り、政府が受け取るのは、残りのうち懲罰部分のうちの一定割合である。ただし、 $\tau_N = a-b$ とおけば、Kahan & Tuckman (1995) と我々の式は同じになるので、両者の違いはそれほど大きくない。加えて、填補的賠償の部分は課税対象とならないことも多いので、Kahan & Tuckman (1995) のように全体に税をかけるようなモデルにする必要は必ずしもなく、我々のモデルでも税の場合についても多くの場合はカバーできていると思われる。

¹⁵これは Kahan & Tuckman (1995) でいう、Gross Levy にあたる。この場合、政府が賠償額全体に税率 τ_G をかけ、 $\tau_G aR$ を政府が受け取ることになる。 $\tau_G = a-b$ とすると、我々のモデルでの政府の取り分の割合と似たものになる。

¹⁶この点については、Dosen (2000:1350) も参照。

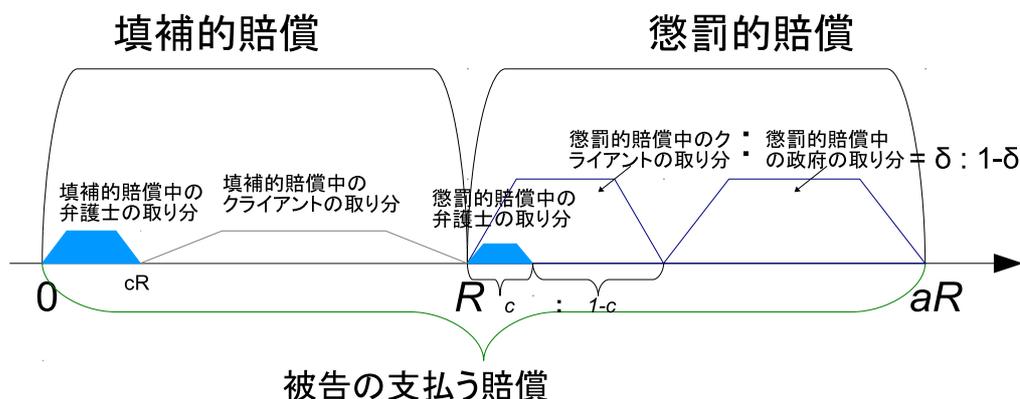


図 4: 政府優先分配の場合

護士なしでディカップリングの場合に原告が受け取る額と同じになる。

ここからさらに各方法の和解への影響を比較していくことになるが、弁護士がいる場合、弁護士が本当にクライアントのために行動するか、という弁護士のインセンティブの問題が生じる。ここでは話を単純にするために、2つの場合のみを考える。

1つは、原告側クライアントが原告側弁護士を効果的にモニタリングできず、エイジェンシー問題が発生している場合である。この場合、原告側弁護士は自分の利得のみを最大化するように行動してしまう。この場合を「エイジェンシー問題あり」の場合と呼ぶことにする。

もう1つは、原告側クライアントが原告側弁護士を効果的にモニタリングでき、エイジェンシー問題が発生していない場合である。この場合、原告側弁護士は原告側全体の利得、すなわち原告側弁護士の利得と原告側クライアントの利得の合計を最大化するように行動する。この場合を、「エイジェンシー問題なし」の場合と呼ぶことにする。

弁護士報酬の支払いの仕方やエイジェンシー問題のあるなしを考えた際、次の①から⑦の場合がありうる。すなわち、①弁護士なしでディカップリング、②弁護士ありでカップリングでエイジェンシー問題あり、③弁護士ありでカップリングでエイジェンシー問題なし、④弁護士優先分配でエイジェンシー問題あり、⑤弁護士優先分配でエイジェンシー問題なし、⑥政府優先分配でエイジェンシー問題あり、⑦政府優先分配でエイジェンシー問題なし、という7つの場合である。

これらのそれぞれで原告側弁護士が最大化する利得の値は異なる。表2でその具体的な利得の値が、①から⑦の番号と対応付けられている。原告側弁護士の解く最大化問題は、式(1)の b の部分をも、この表2で対応付けられている利得に置き換えたものになる。被告側の解く最小化問題の方は式(2)と変わらないので、①から⑦の各場合のどれが和解しやすくどれが和解しにくいかは、表2の中の①から⑦の利得の大小関係のみで決まる。よって、この大小関係について調べる。

表2を見ながら考えると、まず、弁護士の利得単独よりそれを含む和の方が大

表 2: 弁護士報酬の支払い方による利得の違い

	クライアント	弁護士	両者の合計
弁護士なしで ディカップリング	$\{1 + \delta(a - 1)\}R$	0	① $\{1 + \delta(a - 1)\}R$
弁護士ありで カップリング	$a(1 - c)R$	② acR	③ aR
弁護士優先分配	$\{1 + \delta(a - 1)\}(1 - c)R$	④ acR	⑤ $\{ac + (1 - c) + \delta(1 - c)(a - 1)\}R$
政府優先分配	$\{1 + \delta(a - 1)\}(1 - c)R$	⑥ $\{1 + \delta(a - 1)\}cR$	⑦ $\{1 + \delta(a - 1)\}R$

きいので②<③, ④<⑤, ⑥<⑦と言える。また, 図1より $1 + \delta(a - 1) < a$ なので, ⑥<④, ⑦<③となる。図2から, ⑤<③ さらに, 弁護士優先分配と政府優先分配を比較したとき, 両方でクライアントの利得は変わらず, 弁護士の利得は⑥<④なので, 合計を比較すると⑦<⑤となる。

以上から, 最も利得が大きいのは③であり, その次に大きいのは⑤である。最も利得が小さいのは⑥である。他の利得はこの間の大きさの間となるが, 相互の大きさの比較は必ずしもできないということになる。

和解のしやすさに関する不等式は式(21)であった。今, 原告側弁護士の解く最大化問題は, 式(1)の b の部分を, 表2で対応付けられている利得に置き換えたものとなっており, 被告側の解く最小化問題は前と変わらないので, 式(21)の b の部分を表2の①から⑦で置き換えたものが, それぞれの場合の和解のしやすさとなる。すなわち, 式(21)の $\theta R_1^2 - \theta(\frac{a}{b})R_1R_2 - 2(\frac{a}{b})^2R_2^2$ の部分の b を①から⑦で置き換えたとき, この部分の大きさが一番小さくなる場合が一番和解がしやすいことになる。この部分の大きさが小さくなるのは b の部分が小さい場合である。よって, ①から⑦で最も和解がしやすいのは⑥である。逆に最も和解がしにくいのは③であり, その次に和解がしにくいのは⑤である。他の場合の和解のしやすさはこれらの間となる¹⁷。以上をまとめたのが, 表3である。

表3から, 政府優先分配でエイジェンシー問題がある場合が最も和解がしやすく, 弁護士ありでカップリングの場合が最も和解がしにくいということがわかる。そして, 弁護士優先分配の場合にはそれよりも和解がしにくい。すなわち, 政府優先分配の場合には訴訟をしたとき弁護士に行く金額が少ないので, 弁護士が自分のことだけ考える場合にはさっさと和解する傾向が強くなり, 逆に弁護士優先分配の場合にはそれよりも弁護士に行く金額が大きいため和解をしぶり, クライアントの利得まで考えた際にはなおさら和解を渋るといことになる。また, たとえ

¹⁷Kahan & Tuckman (1995) の結論は, エイジェンシー問題がある場合, Net Levy (弁護士優先分配に相当) は和解のしやすさはカップリングの場合と変わらない, Gross Levy (政府優先分配に相当) の場合は和解をしやすくすることもあればしにくくすることもある, という結論だった。我々のモデルの場合, エイジェンシー問題がある場合に, 弁護士優先分配の和解のしやすさがカップリングの場合と変わらないということは, 同じである(表2の②と④を比較)。しかし, 政府優先の場合には常に和解がしやすくなり, かつエイジェンシー問題がある場合すべての場合で最も和解がしやすいという点が異なる結論となっている。

表 3: 和解のしやすさの順位付け

	エイジェンシー問題あり	エイジェンシー問題なし
弁護士なしで ディカップリング	-	① 2位か3位
弁護士ありで カップリング	② 3位か2位	③ 5位
弁護士優先分配	④ 3位か2位	⑤ 4位
政府優先分配	⑥ 1位	⑦ 2位か3位

ディカップリングにしても、弁護士報酬の支払い方法が弁護士優先分配で、エイジェンシー問題が発生している場合には、カップリングの場合と和解のしやすさは変わらないということもわかる。

4 おわりに

本稿では、懲罰的損害賠償の州・基金への分配（ディカップリング）の和解への影響や、その場合の弁護士報酬の支払方式の持つ影響を経済学的に分析した。モデルの特徴としては、当事者主義についてのタロックのモデルを取り入れたことであった。

分析の結論としては、以下の2点になる。第1点目は、ディカップリングの和解に対する影響についてのものである。ディカップリングの制度がある場合は、ない場合（カップリング）よりも、和解が常になされやすい、ということが示された。第2点目は、ディカップリングの制度の下で、州・基金に賠償額の分配がなされる前に弁護士報酬が支払われる場合と分配がなされた後に弁護士報酬が支払われる場合の、和解への効果の比較に関するものである。次のことが示された。政府への分配が優先され弁護士への支払いがその後になされる場合には、特にクライアントが弁護士をモニタリングできていない場合に和解がしやすくなる。弁護士への支払いが優先される場合には、それよりも和解はしにくくなり、特にクライアントが弁護士をモニタリングできている場合には和解はなされにくい。

懲罰的損害賠償という制度自体、日本には存在しないため、今回の分析が日本での法政策に即座に意味を持つことはないかもしれない。しかし、懲罰的損害賠償の導入の是非を問う議論自体はなされることがある。その際にはややもすると、抑止の意味や原告への棚ぼたに関する部分に議論が集中してしまう傾向があるが、このディカップリングはその一歩先を行く政策的な議論になりうると思われる。また、原告の得られる賠償額より被告の払う賠償額が大きいような他の制度¹⁸の場合

¹⁸例えば、刑事事件で有罪の場合には、有罪判決の言い渡しに続けて、損害賠償の支払いを命じ

に適用できる可能性もある。その意味で、このディカップリングの議論は日本でも参考になる部分があると思われるのである¹⁹。

5 参考文献

- 梶岡宏成 (2012) 『アメリカ懲罰賠償法』 信山社。
- Choi, A.H. & C.W. Sanchirico (2004) "Should Plaintiffs Win What Defendants Lose?: Litigation Stakes, Litigation Effort, and the Benefits of 'Decoupling'" *Journal of Legal Studies* 33, 323-354.
- Doson, S. (2000) "Assessing the Practicality and Constitutionality of Alaska's Split Recovery Punitive Damages Statute" *Duke Law Journal* 49, 1335-1369.
- Ikeda, Y. (2012) "On the Allocation of Punitive Damages: Can Punitive Damages Aid the Victims and Deter Injurers?" 2012 Annual Meeting of Japan Law and Economics Association.
- Daughety, A. F. & J. F. Reinganum (2003) "Found Money? Split-Award Statutes and Settlement of Punitive Damages Cases" *American Law and Economics Review* 5, 134-164.
- Kahan, M. & B. Tuckman (1995) "Special Levies on Punitive Damages: Decoupling, Agency Problems, and Litigation Expenditures" *International Review of Law and Economics* 15, 175-185.
- Polinsky, A. M., Y-K. Che (1991) Decoupling Liability: Optimal Incentives for Care and Litigation" *RAND Journal of Economics* 22, 562-570.
- Tullock, G. (1980a) "Efficient Rent Seeking" In J. M. Buchanan, R. D. Tollison & G. Tullock (Eds.), *Toward a Theory of the Rent-Seeking Society*, A&M University Press, 97-112.
- Tullock, G. (1980b) *Trials On Trial*, Columbia University Press.

る判決も言い渡される「損害賠償命令制度」が最近日本でも導入されたが、この場合被告人は刑事事件で負けると、民事事件での賠償も払わなければならない可能性が高いので、原告の得られる賠償額より被告の払う賠償額が大きくなるかもしれない。また、行政に対する陳情について、企業の環境破壊を取り締まることを求める被害者側の陳情と、それをしないことを求める企業側の陳情を考えた場合、企業側は取り締まりの効果を1社から数社で受けることになるのに対し、被害者側は取締りによる利益を広く薄く受けるとすれば、同様に受け取る額と支払う額に差が生じる可能性がある。

¹⁹このディカップリングの制度が抑止に与える効果に関する分析については、Ikeda (2012) を参照。